

衆議院 大蔵委員会 議録 第六号

昭和三十二年十一月八日(金曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君
理事平岡忠次郎君 理事横銭 重吉君
足立 篤郎君 大平 正芳君

奥村又十郎君

川野 芳滿君

杉浦 武雄君

内藤 友明君

古川 丈吉君

山本 勝市君

石野 久男君

春日 一幸君

久保田鶴松君

竹内 俊吉君

中山 榮一君

井上 戎二君

大作君

廣文君

節雄君

横路 利秋君

坊 秀男君

原 純夫君

正示啓次郎君

大蔵政務次官

(主税局長) 大蔵事務官

(理財局長) 大蔵事務官

(銀行局長) 大蔵事務官

(通商産業事務官) 通商産業事務官

(参考人) 参考人

(銀行頭取) 動産銀行頭取

(常務取締役) 常務取締役

十一月八日 同日

委員有馬耀武君、中村高一君及び横利秋君辞任につき、その補欠として西尾末廣君、横路節雄君及び岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

委員岡良一君辞任につき、その補欠として横利秋君が議長の指名で委員に選任された。

多賀城町の旧海軍工廠敷地返還等に關する請願(保科善四郎外二名紹介)(第一三八号)

同(河野密君紹介)(第一四〇号)

酒税引下げに關する請願(山崎巖君紹介)(第一四二号)

設備等輸出為替損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

改正する法律案(内閣提出第四号)

金融に関する件

○平岡委員長代理 これより会議を開きます。

本日の会議に付した案件
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三号)
設備等輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律案(内閣提出第四号)
金融に関する件

大蔵政務次官
(主税局長) 大蔵事務官
(理財局長) 大蔵事務官
(銀行局長) 大蔵事務官
(通商産業事務官) 通商産業事務官
(参考人) 参考人
(銀行頭取) 動産銀行頭取
(常務取締役) 常務取締役
(委員外の出席者) 委員外の出席者

本日の会議に付した案件
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三号)
設備等輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律案(内閣提出第四号)
金融に関する件

委員長に差しつかえがありますので、私が委員長の職務を行います。

本日は 不動産銀行の問題につきまして、日本不動産銀行頭取星野喜代治君及び同行常務取締役山中信男君の御両名が参考人として出席しておられます。

十億円、国税といたしまして約二十億円、地方税、つまり国税の附加税といつしまして約三億円納付しております。それで、納付金と税金と大体五十三億円を国家に納付いたしまして、十八億円というものが残った次第でございます。

参考の方々には、御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。では金融に関する件について調査を進めるにいたします。廣尾の通告があります。これが許します。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 きょう星野、山中の西氏が参考人としてお見えになつておりますので、日本不動産銀行の設立の趣旨、経過、並びにことしの四月一日創立されたわけでありますから、その後の銀行運営の概況を、簡単でよろしくお願い申し上げたいと思います。

○星野参考人 私日本不動産銀行の星野喜代治でございます。今日は、皆様國務御多端の折柄、わざわざ私のごときをお呼び出し下さいまして、何か聞いてやろう、言わしてやろうといふ申しあげたいと存じます。申しあげます。

ただいまの御質問のところにお答え申しあげたいと存じます。日本不動産銀行は、明鏡機関朝鮮銀行の特殊清算結了の結果残りました財産、総計で約七十一億円残ったわけでございます。そのうちから政府へ納付金として約三

億円を最初から積立金として有しております。そのほか市中の銀行の残余財産の一部分であります八億円をただいま拝借しております。そのほか市中の大銀行さん、十二行でございますが、十二行から二十二億五千万円の低利資金をただいま拝借しておりますので、それらの資金を合計いたしますと、四十八億円の資金をもつて発足しました私どもの銀行は、その後四月一日から開店いたしましたのであります。

す。なおここでちょっと申し上げます
が、ただいま私どもの銀行は、東京都
内にある本店のほかに、支店として大
阪に一つの店を持つております。この
大阪の店は、十月の一日から開店した
ような次第でございます。

さて日本不動産銀行が開店いたしま
すと、申し込みが非常に多くございま
して四月以降十月の三十一日までの借
り入れの申し込み件数は、二千九百七
十二件に達しております。その申し込
み金額は、百七十六億三千五百万円と
相なっておるのであります。これらの
申し込み件数のうちで、とうてい金融
の対象にならないものも多うございま
すので、お断わりしたものだいぶござ
います。また貸し出しのできるもの
は貸し出しして参りました関係で、結
局十月の末における未処理の申し込
件数は幾ら持つておるかということに
なりますと、六百二十二件ただいま
持つております。その六百二十二件に
対する申し込み金額は、四十七億四千
万円となつております。その申し込み
の中で中小企業関係のものが幾らある
かと申しますと、件数で五百六十四
件、金額で二十億四百万円となつてお
ります。

なお今後中小企業関係の申し込み
が、年末を迎えるに激増するに予
想されておる次第でございます。十一
月中に申し込みが約二百件ぐらゐある
のを予想しております。金額の点
ではなかろうかといふうに、ただいま
考へておる次第でございます。また
十二月になりますと、これがさらに
件数では二百五十件ぐらゐが申し込み
されるのではないかうか。金額は十億円

を下らないであるうということを予想
しておる次第でございます。

ささらに分析して申し上げてみますと、
なお今日までの当行の融資の実績を

ささらに分析して申し上げてみますと、
十月末貸し出しの金額は、全額で四十
億八百万円貸し出ししておる次第でござ
ります。そのうち中小企業向けの一
件当たり平均金額は、四百九十七万円と
いうことになつております。

主力は、もちろん私どもの銀行の本
來の設立の趣旨によりまして、中小企
業への貸し出しに向けておるのでござ
いますが、特に業種としてどうもも
のが多いかと申しますと、製造業が一
番多いようでございます。その次には、個
人の住宅資金、個人が土地を担保に入
れて、住宅を作るために金を貸してくれ
れる、あるいはアパート等を作りにな
るために金を貸してくれというよ
うなのが第三位でございます。その次
には病院とか学校とか旅館、貸閑業と
いうようなのが第四位になつておるま
す。第五位には、不動産業、いわゆる
不動産の売買を業務としておられる方
の金融というよなことになつておる
次第でございます。

目下私どもにとりまして一番悩みに
なつております点は、この年末を控え
てどうして資金繰りをつけていくかと
いうことなのでございます。先ほども
申し上げましたように現在本支店に
おいて申し込みを受けました数が六百
二十二件、四十七億四千万円という申
の申し出が多いのでございまして、何
とかこれらの申し込みに対しても、そ

の要請に従つて金融をつけていきた
い、こう考えておる次第であります。

問題は、ただいま手持ちの資金が八億
くらいでござりますが、それに対しても
四十七億円の申し込みをかかえておる
というような状態でございまして、今
後の資金の獲得につきましては、特に
大蔵省御当局の御支援をお願いしてお
るような次第でございます。

なお今後私どもの業務の運用につき
ましては、初めは開店早々のことと
職員も非常にふなれでございました
が、だんだん事務に習熟して参ります
とともに、私どもの銀行の本来の使命
でございます中小企業の金融並びに不
動産担保の金融と、うことには主力を
注いで参りたい決意でおる次第でござ
います。つきましては、今後とも皆々
勤務の御指導と御支援におねがりしたい
と存じておるような次第でございま
す。何とぞよろしくお願ひいたします。

○竹谷委員 ただいま参考人のお説を
拝聴いたしましたと、十月末で未処理が
四十七億四千万円、そのうち中小企業
が二十億四百万ある。なお十一月中あ
るいは十二月中には、一ヶ月八億ない
し十億以上の申し込みがあるであろ
う、こういう状況だ、こういうのでござ
ります。

○竹谷委員 そういう御計画のこと

は、十一月三日の朝の新聞に記事が出
ておりました。これは毎日新聞です
が、その記事によると、その月間八億
円の金融債は年内発行はむずかしい、
このように書いてある。その理由は、
政府から運用部資金を四億借りたいと
いうことは、政府がなかなか出さな
い、また銀行の貸し出しからの金融、
債券引き受けはむずかしい、こういう
ざいますが、その資金の手当をどうな
きる御計画であるか。日本不動産銀行
のよつて立つ長期信用銀行法によりま
すと、大体預金は一般から集めない、
政府の出資なり融資なり債券引き受
け、あるいは一般銀行の融資に待つて
これを資金源とするということになつ
ているようでござりますが、そうしま
すと、政府の力なりあるいは大銀行の
融資に待たなければならぬと思ふの
ですが、その資金の手当はどうなされ

る御計画であるか、それを承わりたい。
○星野参考人 ただいまの御質問にお
答え申し上げます。今後の資金の獲得
につきましては、ただいまお述べにな
りました通りに、まことに私ども苦慮
しております。その八億円の消化先
はどこへお願ひするかということにな
りますと、私どもの希望といたしまし
ては、そのうちの半額は資金運用部で
お引き受けいただければまことにけつ
つて大体消化いたしたい、こういうふ
うなことを考えております。

○竹谷委員 半額四億円は、これを先ほど申し上げ
ました、市中の協力下さいました大銀
行さんと地方銀行さんにお願いしまし
て大体消化いたしたい、こういうふ
うなことを考えております。

○竹谷委員 そういう御計画のこと

は、十一月三日の朝の新聞に記事が出
ておりました。これは毎日新聞です
が、その記事によると、その月間八億
円の金融債は年内発行はむずかしい、
このように書いてある。その理由は、
政府から運用部資金を四億借りたいと
いうことは、政府がなかなか出さな
い、また銀行の貸し出しからの金融、
債券引き受けはむずかしい、こういう
ざいますが、その資金の手当をどうな
きる御計画であるか。日本不動産銀行
のよつて立つ长期信用銀行法によりま
すと、大体預金は一般から集めない、
政府の出資なり融資なり債券引き受
け、あるいは一般銀行の融資に待つて
これを資金源とするということになつ
ているようでござりますが、そうしま
すと、政府の力なりあるいは大銀行の
融資に待たなければならぬと思ふの
ですが、その資金の手当はどうなされ

るかとなっておる、こういうのでござ
ります。

○星野参考人 お答えいたします。た
だいま参考人のお説を拝聴いたしました
が、そのうちの半額は資金運用部で
お引き受けいただければまことにけつ
つて大体消化いたしたい、こういうふ
うなことを考えております。

○星野参考人 お答えいたします。た
だいまお尋ねの、それならお前の
方は、平均三百万円を超えておるよ
うな額じゃないかというお話をござ
いますが、これには私ども少し弁解を聞
いていただきたいと思うのでございま
す。私どもも当行の設立の趣旨にのつ
たりまして、なるべく零細な金融に向
いたいとは考えておりますけれども、
私ども何しろ開店いため半年、早々の
ことでもございまして、行員がまだ事
務に非常にふなれでござります。銀行
の設立趣旨だけにのつとりまして不動
産担保、中小企業というこまかいもの
だけをあさっておりますと、自然件数
も伸びませんし、また金額も多くない
わけであります。それではその余った
金をどうしているか、コールにも出
して黙つて見ておるかということにな
るかもしれません、私どもは、設立

当初早々のことでもありますし、その点は一つ大目に見ていただいて、ただいま申し上げました企業者でも、多少大きいものと知りながら、幾分の金融をやってきたような次第でございまして。それは、ただいま申し上げましたように、当行は株式会社でございますから、株主に対する關係もありまして、相当もうけを出していくかねばならないというような關係が一つありますことと、もう一つ、金額の平均が非常に高くなつたという一つの原因是、市中並びに地方の普通銀行さんから、金融が逼迫してきました關係で、こういう従来の自分の取引先があるのだが、これはあまり大きくなり先だ、系列会社の下請会社等であるから、一つこれをお前の方でやってくれないかといふようなお頼みを受けてやつたのが、主としてこの金額が平均が上つてきた原因だらうと思うのであります、これは、市中銀行さんからは、先ほどのよううに二十一億五千万円の低利資金を借りておりますし、また今後この債券を発行いたしますにつきましても、どうしても大銀行さんのサービスをしなければなかなか資金が得られないといふ、私ども資金調達の上で一つの懸念と申しますが、弱点がございますので、自然そのようになつたことだと存じます。しかしながら、私はこれが理想のあるべき姿とは考えておりませんので、今後行員の熟練が進みますとともに、皆様の前でつぱに申し開きができるよう格好にいたしたい、こう考えております。

業の規模及びその中小企業金融の貸し出しの最高金額はどれくらいまでものを中小企業金融と見ておるのですか、それをお伺いいたします。

○酒井政府委員 私の方でも、先ほど星野頭取からお話をありましたように、金額にいたしまして大体資本金一千万円、それから従業員が三百人以内というところくらいを考えております。それから政府関係機関の中、小企業金融のワクというのは、大体一千万円ということになつております。金融の種類は、相互銀行、信用金庫等におきまして、大体一千万円という標準でやつております。

○竹谷委員 そうしますと、規模において一千円の資本金及び三百人までのもの、それから金額は一千万円までで、こういうことが大体の標準だということでござります。今星野参考人のお話を承ると、低利の金を市中銀行からお借りしているので、ある程度その方面のことも聞いてやらなければならぬという事情も私はわかるわけでございます。それにいたしましても、平均四百万台でございまして、この銀行は、太体中小企業金融をしているものと存じます。ことに不動産担保ということになりますと、大体中小企業の金融が主となることは、これは当然でございまして、そういう面から言つて、現在の中、小企業の金融が非常に圧迫されている今日、不動産その他の担保もしく中小企業の金融を主とするこの銀行について、相当金融ができるようになります。政府としても扱うことが必要ではなうか、こう思います。これは、銀行局長にお尋ねしたいのですが、私の調査によると、政府はこの間の大

蔵大臣の本会議における演説の中でも、中小企業金融対策について申し上げたい、財政金融を通じる引き締め政策の推進に当り、政府が最も意を用いておりますのは、中小企業等経済的に弱い面にしわ寄せが起らぬようになります。こうしたことでおります。中小企業金融については、中小企業金融公庫、国民金融公庫、あるいは中金等にそれぞれ手当をした、予算措置をして、こういうことを言っております。しかしながら、中小企業に対する金融の現状を見ますと、非常なしづら寄せが中小企業に起つていることは、数字がこれで証明していると思う。その数字を簡単に申し上げますと、三十一年度においては、中小企業に対しても五千四百五十五億だけ前年度よりも貸し出しがふえた。そのうち中小企業に対する全国銀行、大銀行の貸し出しが三千六百二十三億円、こういうふうに西方とも、全金融機関の貸し出しも、全国銀行の貸し出しあるもとに中小企業に対しても大きく三十年、三十一年等はふえて、中小企業金融に大金融機関もこたえておつたわけでござります。ところがそれがこととなりまして、こしの四月から六月、短かい三ヶ月間の実績ではございますがこれがぐんと減つてしまつておる。全金融機関が、中小企業に貸し出した金の増は、この三ヵ月間で四百九十四億円、それからそのうちの大銀行の中小企業に対する貸し出しは、ただの四十四億円でござります。これを一年に換算しましても、全国銀行の中小企業に対する貸し出しは、わずかに百七十六億円、前年度の三十一年度におきましては三千六百二十三億円全国銀行の中小企業に対

する貸し出し増加があつたのに、本年度はその二十分の一にも充たない百七十億円しか中小企業に貸し出されない。こういう現状でありますから、中企業は非常な金融難に陥つておることは、この三ヵ月間の大銀行の中小企業に対する貸し出し状況を見ましても、はつきりわかつてくる、こう思うのでござります。また貸し出し残高を見ますと、ことしの三月の貸し出し総額が五兆三千三百五十一億円、こういう数字でござります。そのうち中・小企業に対する貸し出しは一兆五千百七十九億円であります。この五兆二千三百五十一億円のうち、全国銀行だけの分は四兆一千五百二十七億円のうち、中小企業向けが一兆五千三百五十四億円、こういう数字でござります。ところが八月になりますと、全金融機関の貸し出しは五兆五千九百六十二億円、そのうち中小企業向けの貸し出しは二兆五千九百九十一億円、その貸し出しの中で、全国銀行だけの分が四兆五千三百四億円のうち中小企業に対する貸し出しは一兆五千三百三十四億円になつてゐる、これで見ますと、全国銀行の中小企業向けの貸し出しの残高は、全体の貸し出し総額が二千七百七十七億円だけ三月よりも八月がふえておるのに、そのうちの全国銀行の貸し出し額は、かえつて貸し出し残高が二十億円減つてゐる、すなわちことしの三月から八月の間で見ますと、全国銀行、大銀行の中小企業に対する貸し出しは、二十億円逆に減つておる。

に減つてゐる、こういう現状であります。でありますから、両面から見ましても、中小企業は非常な金融のしわ寄せを強く受けておる、こういう状況でございます。それで中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫で百七十億円の手当をいたしたといしまして、焼け石に水である。こういう現状でございます。そこで不動産銀行を活用することでございまするから、不動産担保を中心とする日本不動産銀行等の貸出先は、必然的に中小企業でございまして、この不動産銀行を活用することとが、現在の中小企業に対する金融難の緩和に資するところ非常に大きいといふに考えられるのであります。ただいま星野参考人の陳述を開きますと、八億円ずつ十一月から債券を発行していくたい、そのうち四億円を資金運用部の資金をお借りしたという意向であるようですが、政府として、この日本不動産銀行の設立の趣旨並びに現在の中小企業の金融難を緩和する方向であります。この日本不動産銀行の要望に応ずることがきわめて妥当じやないか、こう思うのですが、銀行政長なり財局長のこれに対するお答えをお尋ねをいたしたいと思うのであります。

二〇%以上、金額にして四、五百億は
出していきたいという決議をなすつて
おられます。それで大蔵大臣もさつ
き御指摘がありましたように、このい
わゆる引き締め政策と申しますか、今
後の政策をとつていきます上に、やは
り中小企業の金融について特段の配慮
を加える必要があるということをお話
になつていらっしゃいますが、一応予
算的には中小公庫の百億円、それから
国民公庫の七十億円、これの追加をいた
しました。それからさらに商工中金に
つきましては、資金運用部におきまし
て、当初の計画で二十億の債券引き受
けでありましたものを、総合対策との
きに二十億さらにふやし、またさらに
今後三十億ふやすということになります
して、商工中金の方としては、一応金
庫側でごらんになっております需要に
対して、これなら応じられるというよ
うな格好になつております。そういう
現状でございますが、しかば不動産
銀行に対してもう少しめんどうを見た
らどうかということでございますが、
不動産銀行は、設立早々のことでもあ
りますし、さつき星野頭取が言われま
したように、今後できるだけ中小企業
の金融の疎通ということについて、だ
んだん銀行資金量の発展とともに、そ
ういうふうに中小企業金融の疎通に十
分力を入れられることだと思います。
その場合に、しかば政府で何か援助
した方がいいじゃないかという御意見
でござります。これは、私どもも御意
見を尊重いたしまして、十分研究して
みたいたと思います。なおこの点につい
ては、引き受けの関係においては理財
局長より御答弁申し上げるのが適當か
と思ひますので、理財局からお答えを

○正示政府委員　お答え申し上げます。先ほど竹谷委員から日本不動産銀行の業務につきましていろいろと御質問があり、また星野頭取からお答え下さいました。思い出しますと、この委員会で旧朝鮮銀行の清算につきまして大へん委員の皆さん方のお骨折りをいたとき、幸いにして日本不動銀行の設立を見ましたことを、私は感慨深く思いました。それが今日非常に恵まれた環境のもとに成長いたしましたして、ただいま立ちが過ぎて、ちょうど日本経済が少し行き過ぎがあつたのと同じような感じがいたすのであります。つきましては、年末に際しまして多少資金が不足するというお話を加えますが、この点につきましては、御案内のようでは、この臨時国会に、政府としては各般の資金手当について慎重に検討を加えます。この中小企業金融の重要性ということにつきまして、その認識において人後に落ちるものではございませんが、これはおのずから順序があり、各方面のバランスの上に推進していくべきものと心得ております。つきましては、すでに政府は各方面の需要と、またそれに対する手当を考慮いたしまして、万全の措置として中小企業に対する対策を打ち出しておるわけであります。ただいま銀行局長がお話しされましたように、われわれとしては今後なお日本不動産銀行の業務の状況、それからまた日本経済の一般の情勢、推移というよ

うなことを見きわめまして、今後必要な措置を講ずることについて慎重に討を加えたい、かように考えておます。

なお一言つけ加えますが、資金運用部が金融債の引き受けをいたさないことにいたしましたのは、昭和三十年春でございまして、この点につきましては、当委員会においても非常に慎重に御検討されまして、種々御意見があつたところであります。すでに三十九年から今日まで、財政投融资の面において一般の金融債という形における運用は長くこれを行なつておりませんと、あわせて御検討願いたい。これららの点をもあわせ考慮しつつ、今後情勢の推移を慎重に検討いたしたい、これが私どもの考え方でございます。

○竹谷委員 理財局長に一点お尋ねしたいのですが、今資金運用部で引き受けている金融債の、たとえば興銀とか長期信用銀行、そういうものの金融債引き受けの残高がどれほどか、数字をお持ちでしたらお答えを願いたい。

○正示政府委員 御案内のように、ただいまお答え申し上げましたように、新規の引き受けという形においてはいたしておりませんが、御質問の趣旨は、前に引き受けたものの残ということでござりますが、ちょうど今売りオペをやっております。これが十一月中旬に一応完了する予定でござりますが、これが完了いたしますと、千数百億――正確な数字はあとで資料で申し上げますが、千数百億に相なろうかと考えております。

長期信用、ことに大企業に金融をつておる興銀債が八百九十億、それから長期信用銀行の債券が五百八十三億このように約千五百億くらいの金を金運用部から大企業に主として金融につけております。興業銀行、長期信銀行の金融債の引き受けが行われるのでございます。ところで全金融関の中小企業に対する貸出残高は、在五兆六千億ばかりのうち、二兆六千億ぐらいが中小企業の貸出金額であって、日本全金融機関が金を貸しており、また日本の産業が必要とする金融の半分は、中小企業がこれを消化しておるという状況でございます。ところが、国民の零細な郵便貯金なんぞを集めた資金運用部のお金を大企業にはこのようにたくさん出しておますが、中小企業にはこれが伴わない、こういう金融債の引き受け状況から見まして、中小企業を主とする、不動産の担保を主とする日本不動産銀行等に対しても、この金融債の引き受けを十二分に考慮していないんじゃないか、これは非常に片手落ちであります。零細な国民の金を集めたものでありますから、なるべく小さい方の企業に持つて、そういう中小企業の振興をかけるということが、資金運用部のお金の使い方からいっても、その目的、趣旨に沿うのじゃないかと思うのです。この点は、最近は金融債の引き受けは休んでおるということですが、この際これを大いに活用することが必要じゃないかと思う。これに対する御意見を承わりたい。

りをいたしております金が非常に重要な部面を占めておりますことは、御指摘の通りであります。従いまして、これが運用に当りますては、一般国民、ことに中小企業金融の重要性ということを最も重要な一つの運用の指針と心得ておることも、全く御指摘の通りでござります。今回補正予算いたしましてお出しをしました中小企業金融公庫、国民金融公庫、あるいは商工金庫等の関係におきまして、これらの原資の運用を特に考え方とも、その趣旨にはかなりません。さらに、ただいまの御指摘は、同じような意味において、日本不動産銀行が中小企業金融機関として従事していく際において、これが債券引き受け等について考慮すべきじゃないかという御意見でござりますが、私も基本的な考え方方といたしましては、さような面も十分考慮いたさなければならぬと考え方まして、先ほども、今後慎重に検討を加えるとお答え申し上げた次第であります。ただ問題は、今日御案内のように、各方面に資金の需要は全く限りなくあるわけでございますが、日本経済の置かれました情勢は、これらの方々の需要に対しまして、重要産業といえども、臨時産業といえども、これをしばらくお忍びを願わなければならぬような状態になつておることも御承知の通りでございます。従いまして、さような両方の事態を十分見きわめまして、今後日本不動産銀行が、先ほど星野頭取みずからお述べになりましたように、十分中小企業金融機関としての使命に従事していくことの実をおあげになり、それがまた一般経済の情勢の推移とにらみ合せまして、名義内にさへお書きなさいま

○竹谷委員 大銀行が貸し出し競争をやり、大産業が猛烈な過剰なる設備投資をやって、そうして日本の国際収支赤字にした、そういう責任は、大銀行や大企業家にあるかもしれません。が、今問題にいたしております中小企業者は、これでやつていかねば食えないと、またこれに従事する労働者も非常に低賃金で困つておる。どうしてもこの事業を継続しなければならない。もうけるためではない、食うために必要な産業でございまして、従つて、各方面から非常な希望のあることはわかります。しかし国家として、中小企業のめんどうをまず第一番に見なければならぬことは、衆目の一致するところです。ございまして、理財局長は、十分中小企業向けの貸し出しに使うところの金融債引き受け等については考慮をしたい、こういう御意向であるようあります。しかし、理財局だけでは、これは出してはやれない。結局銀行局からの要望に基くだらうと思う。銀行局長としては、まず何よりも先がけて中小企業に対する金融の道を優先的に考慮をする、その趣旨で日本不動産銀行の貸し出し原資として金融債を引き受けやるという考え方、これはせつばけてやるという考え方があるかどうかまづておると思う。もうすぐ十二月かもう一度お尋ねをいたしてみます。

○酒井政府委員 たびたびお話を伺いましたように、今度の金融引き締めにつきまして、一番に影響をこうむる中小企業について、相当の考慮を払う必要がありますという基本的な態度を開しましては、私ども全く異議がないわけでございます。従いまして、この不動産銀行が、設立早々でいろいろ問題がありますけれども、今後十分中小金融の専門機関として順当な発展をしていかれるということは、私ども心から望んでおるところであります。そこで、できるだけ今のよくなお話をで研究をしていきたいと思いますが、理財局長の方からお答えがありましたように、いろいろな事情もございます。しかし、なるべくその方向でぜひ話し合いをつけていただきたい、私どもはかように考えております。

○竹谷委員 なるべくその方向で話し合いをつけていきたいということは、引き受けるようにいたしたい、こう解釈してよろしいですか。

○酒井政府委員 銀行局の立場としては、せつかく中小企業の専門金融機関として成立になりましたのでございますから、なるべくこれがほんとうの中小金融に役立つようにしていきたい。ただその場合の資金繰り、その他資金運用部の一般的基本的な考え方というのも、大蔵省としてはございますので、銀行局としては、なるべく御趣旨に沿うようなことで話し合いをしてみたいと思っておりますが、まあこれは全体の立場から、必ずいたしますといふことをここで私がら明言申し上げることは、ちょっとできしない事情にござりますので、御了承いただかたいと思ひます。

○山本(勝)委員 関連して頭取に伺つてみたいのですが、中小企業の金融をするときの基準ですね。これは申し上げるまでもないでけれども、中小企業に金融するのではなくて、中小企業の中の特定の企業者に金融する。中小金融ということになると、ややもすれば中小企業一般に何とか金融するよう錯覚を起すのですけれども、具体的には、中小企業者の中の特定の企業者に金融する。これは不動産銀行のみならず、中小企業金融公庫も、国民金融公庫も同様だと思います。そこで、いつも問題になると思うのは、中小企業者がたくさんねつて、しかも同種の企業者が血みどろの競争をしておる。その競争をしておる企業者の中のある特定の企業者に政府資金をもつて有利な金融をするということが、同じ競争相手である中小企業者、しかも借りられない企業者、これに対して非常なマイナスの影響を及ぼすということは、私は確実だと思うのです。これはランニングの場合を考えてもわかるのであって、猛烈に競争して同じ需要者を取り合いでおるわけですから、競争しておる企業者のうちの一方の者に、民間がやるなら別ですけれども、国家資金をもつて、歩込みもいらない、金利も比較的安いという有利な条件で金を貸すといふことは、借りられない者に対しては、何らの利害を及ぼさぬのではなくて、実は非常なマイナスの影響を及ぼす、これは確実だと思う。これも資金が非常に豊富であつて、いかなる中小企業者に対しても、競争をしておる況なれば、これは問題ありませんが、実際には資金が限られておつて、その

うちの特定の何分の一か、何十分の一かの者に貸すほかはない。そうすると、その数倍の者はその恩典に浴することはできない。しかし、それらは競争しておるのでですから、需要者を有利な企業者にとられてしまう。要するに、これは国の資金でもって頭をたたかれるのです。これは中小企業金融というものと、中小企業者の特定の者に金融するのだという具体的な事実との間には違いがあるのに、やもすれば中小企業に金を出すと、全体に潤うような金融をしたんだという錯覚を持つ。そうして大いに与党、野党とも非常にいい気持になり、また中小企業者も、新聞で見て、中小企業へ金融してもらった、だから非常にけつこうなことだと思いますけれども、しかし具体的には、今私が申しました通り、借りられた者は確かにそうですけれども、借りられない者にとってはマイナスの影響を及ぼす。そこで貸し出しのときに、いろいろ支払い能力があるかとか、あるいは税金をよく納めて支払いの意図があるかどうかという、その人間を調べることはもちろんですが、その人間と直接競争しておる者があるかないか、しかも近いところで同じような市場を目指にして競争しておる業者はあるかないか、それらも考慮して貸付をされておるかおらぬかという問題です。これは、私は前にもこの大蔵委員会で申し上げたことがあります、が、それを考慮に入れて、なかなかまことに申込んでこないのもあるし、あきらめているのもありますから。しかし借りられない競争者に対しても、國の力で頭をはられたようなも

のです。借りられた者が非常な恩恵を受けるのに、逆に頭をはられるのですから、それらに対してもどういう影響を及ぼすかということも一応考えなければならぬ。たまち一方が有利になります。そしてそれが市場拡張をして競争相手の市場を奪うというふうな場合には、私は国家としてやるべきじゃないと思う。借りた者だけを考えてやるということは、國家の立場でやるべきじゃないのであって、借りられない多くの人にいかなる影響を及ぼすか、少くともマイナスの影響は及ぼさないというような考慮が必要だと思うのですが、どうもこれまでそういうことが、貸出基準の中にはどうも考慮されておらぬのじゃないかと思うのですが、その点はどういうものでしたよ。

が来れば現金を返すことになつております。一方には株主もおりまして、株主には相当の配当ということも考えなければなりませんので、ただいまの御趣旨のような、中小企業者全体が困つておるのだから、全体の者にどれでも、まあ極端に言えば、むしろ条件の一番悪い者に貸してやる必要があるのじゃないかというような御意見とも、まあ私の曲解かもしれませんがない……。

それで結論だけ申しますが、私どもの銀行といたしましては、ただいま申し上げたように、政府の金をそのままだいて、それを金融している金融機関と違いますので、株式会社でございましてから、お話しの通り、A、B、Cといふ三人の中小企業者があつて、そのうちは相対的には非常に不利な立場に立つかれませんが、現在の制度としては、やはりAに金融せざるを得ないということになりますれば、BとCはあるいは相対的には非常に不利な立場に立つかれませんが、現在の制度としては、やはりAに金融せざるを得ないといふような格好になりますので、B、Cをどうするかという問題は、政府機関がお考へになる社会保険的の問題じやないか、こういうように考えております。

○山本(勝)委員 ごもっともで、ほんとうはあなたの銀行よりも、中小企業金融公庫が一番の大きな問題だと思ふ。しかしながら、单なる民間の銀行とは違う、こういう意味で、ちょうど機会があつたからちょっとお伺いしたので、ほんとうは、大部分は政府資金でないのが、しかしこれは私は銀行局長に、答えは求めませんけれども申し上げて

おきたい。中小企業金融という場合に、今後これをどうしても拡大していくかなければならぬ、それは私も賛成なんですが、返せぬ者に貸したのでは政府も損をするし、本人も困るから、何も平等には中小企業者の特定の者にやるのだ、その場合に支払い能力も考え方なども、いずくんど知らぬ、非常な悪いことです。賛成ですけれども、中小企業に一般に金融するのだというふうな錯覚があるのですから、それだけ申し上げて関連質問を終ります。

○春日委員 不動産銀行に申し上げたのでありまするが、本委員会はかねてから閉鎖機関令を初めといたしまして、在外機関の資産の処理のあり方に關する法律の審議の過程を通じまして、いろいろとそれらの機関の処理のあり方に關する法律の附則等に基いて、国会と非常に密接な關係があるこの金融機関が、ついで深く検討をいたしました。その際特に朝鮮銀行につきましては、その残存株主勘定の活用の仕方、それから残存資産が現存いたしまする限りにおいて、かつてこれらの当事者の技術の活用の仕方、こういうような問題についてもいろいろと具体的な検討を行ひまして、できることならば、今わが国の金融諸機関の構造の中で欠けておるところの中小企業を中心とする不動産担保の金融機関、こういうものを新設することが當を得た措置であろう、こう

いうような意見がだんだんと固まって参りまして、かくて政府に対してもその趣旨の意見を申し述べ、そういうような意見がだんだんと固まって、この銀行の運営に万全を尽されることをまずもって強く警告を行なつておきました。私の警告に対する所見を述べられたい。

○星野参考人 ただいまのおしおりに銀行の運営に万全を尽されることをまことに申します。もとよりこれは、設立の大前提となりますものは、むろん銀行法、長期信用銀行法に基づく営業の許可でありまして、同時にまた政府出資である、こういうような関係で、この国会と深い関係にある銀行の進行中におきましても常に御指導を受けておつたことを感謝いたします。

○春日委員 日本不動産銀行設立要綱によれば、その業務の第一項の中には「中小企業向けの小口の設備資金又は長期運転資金の貸付を主要業務」としてここに重点を置くという工合に書いたあるわけです。そこで不動産銀行にお伺いいたしますが、あなたの方から

今回國会に提出された「日本不動産銀行の概要」なるものの中身を読んでみますと、こういうことが述べられておりま

す。にもかかわらず國会から請求するまでの間、それらの必要な諸問題について何らの御連絡がないことは、私はそれらの当事者としてはなはだ当たりでござりますが、実は私は、國会というところは、呼び出しでも受け

らなければなかなか来れないこわいところを怠つておつたものですから、報告を怠つておつたわけござりますが、これからは月報とか、その他の書面によりまして時々御報告申し上げたいと存じます。さよう御了承願いたい

額は四十億八百万円、そのうち中小企業向けの一件当たりの平均貸し出し額がこれこれと書いてありますが、その総資金量はここには書いてない。この四

るならば、はなはだしく妨げられておるのでないか、この点をお伺いいたします。

テクニックを心得ない行員等を擁しておるので、従つて便宜な方法をとつて、そしてむすかしい中小企業をやめて、簡単な方法に三十数億の金を転用して、

ておったような、ああいう役割を果す金融機関がないので、これに期待をしておるということをよく注意されて、あなたの銀行が持つておるところの特

こういうような論理があつたのではないか、私はこのことを最も深く心配をしておるわけであります。今後市中銀行からも相当の低利の融資が行われな

十億八百万円までの貸し出し総額の中で、中小企業あてに貸し出された総額は一体どれだけあるか、御答弁願いたい。

も痛い点をつかれだように考えます。しかし、これは開店早々のこととございまして、行員が非常にふなれであつたことと、中小企業に対するこまか

しておるのだ、またそういう形になつたのだ、それは許されないことですよ。そういうようなスタートがあればこそ、そのスタートの実績の上に立つ

殊の使命が円滑にはかり得るような運営態勢を十分とつていつてもらいたい。このことを強く申し上げますが、あなたの反省は何でありますか。

ければならぬであろう、そういう立場で、この問題は今後にまたがつてこの際十分明らかにしておかなければならぬと思う。そこで、私は銀行局長にお

○星野参考人 お答え申し上げます。中小企業向けの金融は、件数で三百四十六件、金額で十七億二千五十二万五千円ということになっております。

○春日委員 あとの分はどこに貸しましたか。

○星野参考人 あとのものは、不動産担保の中小企業といえない大きな貸し出しがあります。それから先ほど私が弁解申し上げましたように、市中の普通銀行さんからの依頼がありまして、その保証を得て貸した金額がございまます。

い不動産担保の貸付には、担保物の評価でありますとか、あるいは抵当権の設定でありますとか、いろいろな手数が非常にかかるのでございます。でございますから、この営業の初めから理想的な形に持つて参らうといたしますと、今日までの貸付が十七億くらいになつて、三十億くらいの金がただ寝て余つておるということになる次第でございますが、それでは、私たちはやはり銀行業としては本来の姿じゃないその責務を果していないものと考えますので、一時の何と申しますか、過渡期

て判断した政府当局は、これは当初の計画と違う、性格が違つておる、だか
ら債券を引き受けない。政府が引き受けなければ、市中銀行またこれに呼応して
引き受けない。よつてもつてあるあなたたの方の銀行は、今後の前途はどうう
る。私はスタートが大事だと思う。あなたたはその不動産の設定手続、評価等
において困難があると言つておるけれども、しかしながら銀行が保証してくれ
るものといえども、結局それは不動産を担保として貸付を行う。こういうこと
の中ににおいて不動産の評価が何で

○星野参考人　ただいま御指摘の数々の点、ありがとうございます。その御趣旨に従いまして将来努力いたします。どうぞあしからず……。

○春日委員　罪は断罪に値をいたしましけれども、しかしまあ御答弁を酌量して、これ以上追及しないことにいたします。

そこで、今度は銀行局長にお伺いいたしますが、今の貸し出しの傾向を私が眼光紙背に徹する炯眼をもつていろいろの判断をしてみると、この銀行の資金量の主体をなしておる市中銀行から

○春日委員 そういういたしますると、この設立要綱に基いて行われた業務の実績を今検討するならば、第一項目において、重点は中小向けの小口の設備資

あるか、あるいは担保手続が何であるか、それは同様の手続を踏まなければならぬわけである。そういうようなな言いのがれは許されないと思う。せつか

の低利融資二十億五千万円に私は禍根が胚胎しておるのでないかと思う。すなわち銀行が低利資金十二億五千万円を預託するかわりに、私が言

金 それから長期通帳資金等である。
第二項目には、一の業務を妨げない範
囲においてこれこれのことをすると言
っている。ところがこのあと銀行
の現在の経営概要から判断いたします
ると、十七億円しか中小企業には貸し
ていなくて、また貸し得なくて、そ
うして他の資金については、すなわち
銀行のあっせんその他によって貸付が
現実には行われておる。申し込みは
本日あなたの方をお手持ちになつてお
るだけでも六百二十二件、四十数億万
円といわれておる。すなわち一の業務
は、こういうような実態に徴して考え

竹谷委員に対する質問の中ににおいても、あなたの銀行の債券を引き受けないことはいいとして今後に処して参らなければならぬと思います。ただいま実績に徴してみれば、なかなかそういう形になつていないと疑いもあるので、従つてちゅうちょしておるといふようなことがあります。私の指摘したいことは、スタートこそ大事である。あなたの言葉はその逆であつて、スタートは倉皇の間で、そこで十分に

大きな論議の過音を経て初めてここに誕生をいたしました新しい金融機関である。国民はこれが成長して、特別の一つの性格を持つ金融機関として、国民经济に大きな貢献することあるべきことを念じておる。それをあなたの方の判断よろしきを得ないために、本日の成長がはばまれておる。私は、まだあなたの方がスタートを切つたばかりだから、今ここに酷なる非難を浴びせようとは思わないけれども、これは今後十分に戒められて、国会においてこういうようなあせんをされ、そうして国民はかつて勧業銀行が果し

う相手先へ貸してやつてくれ。こういうようなことで、この不動産銀行の業務をかくのごとくに妨げておるのではないか。私は、少くとも星野さんが全生涯を銀行業務に捧げておられるその見識において、こういうような間違つた執行をみずから進んできたとは思わない。そういうような良心的な経験に富んだ人がこんな間違つた執行をせざるを得ざらしめたその原因というものは、すなわち二十二億五千万円の融資を市中銀行が預託するかわりに、悪くいうならば、ひもつきで、うちの取引先の何のたれがしに貸してやつてくれ、

心得たことはないと思うが、そういう事実があつたとするならば、銀行局長はこれをいかに是正するための措置を講ずる決意であるか、この際その所見を伺っておきます。

○酒井政府委員 結論から申しますと、春日先生がお述べになりましたように、これはそういう事実がありまして、たとえば、はなはだおもしろくない事例でございます。実際にあつたかどうか、それからこの不動産銀行の低利資金を貸すに当つて、そういうひもつきをやつたという事実については、私はおそらくそういうことはないであろ

うと考えます。もつとも眼鏡紙背に微
しないのかもせんが、大体そ
いうふうに思いますが、発見されまし
たら、これは十分警告を發して、是正
させるよう注意いたします。

○春日委員 私は仮定のことを申し述べておる。だから、私はあつたとも、なかつたとも言つてはいない。けれども、あつたかなつたかということを私があえてここで質問するならば、星野さんはどういう答弁をされるかわから
らない。けれども、あえて私はその質問を避けておる。だから、あなたが今こと
そういう答弁をするならば、事實を調査することなくして、どうしてそういう
ことがあつたとは思わないということを監督の責任にあるあなたが今こと
で答弁をするか、調査してもしあつな
らどうするか。私の申し上げることは、聞けばわかることだが、ことさら
にその問題の反響を私は考へてこの質
問をあえてはしていない。あなたがそ
ういうようなことがあつたとは思わな
いといふような、それまで断定的
とをこういうところで答弁をするとい
うようなことは、当を得たものではな
い。けれども、まああなたも新任早々
だから、これは大目に見ておるのだ
が、大目に見るのも限界があるから、
今後答弁はもう少し慎重にされる必要
がありますよ。そこで私は申し述べる
が、この預金等に係る不当契約の取
締に関する法律、これは私どもが第二十
六国会においてまだ審議したばかり
だ。そこで、その預金に対する不当契
約の禁止条項、これに私は抵触する
は思わない。ただこの法律の精神に反
する脱法行為ではないかと私は思う。
もしそういうことがあつたとすれば、

あの条項は第一條ですが、「金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関する金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関と相手方として、当該預金等に係る債権を有する者として提供することなく、当該預金等に係る債権を有する者に対する債務の保証をすべき旨を約してはならない」といつてある。このことであるから、金銭以外の信託、一般預託行為については、これはもう明らかに禁止をしておるのだが、これは金銭上の他の利益を得ることを目的としておることに限られておるから、むしろこの条文には抵触はないが、たゞ問題は、やはりそういうような金銭上の利益を得ることは悪いけれども、しかし自分の取引先に、たとえば不動産銀行にこれだけの預託をするからあそこへ金を貸してやつて下さい、そつすれば私が直接貸す必要はない。あるいはさらに一步進んで、私の方から貸付したやつを貸して下さいとか、金銭にかわるところの代価を得ておる場合は大いにある。この法律の精神から考へれば、そういうような事柄も含めてこれは禁止すべきものであつて、そういうようなことは法律違反行為でないけれども、法律の精神に反する脱法行為だと断じざるを得ない。私はこういう理解を持つてこの法律案を通してきておる。そういう意味からすれば、私は本日二十二億五千万円の融資をして下さった金融機関の国家政策に対する協力、これは

私は多とする。形式的なその貢献は多々ある。とするけれども、その中身にわたって、これだけの金を出しますから、それを十何行の協力行為が、この分についてはここことこというようなひものがついていったとするならば、これは私は、今は今の法律の精神にも違反をするし、今後大体この日本不動産銀行が立つていいかない。今立つていけないじやありませんか。なぜかなれば、そういうふうなひもつきがあつて、こういうよが、ある場合においてのみ他の業務を行つてそれを妨げない範囲で、資金の余裕がある場合においてのみ他の業務を行つて立要綱の中に入つておる。これに基いてあなたの方は許可したのだ。ところがそういうことがやれないから、今日なかなか困つておる。政府がその理由でもつて債券を引き受けない。引き受けくれないから市中銀行が引き受けられない。資金量がないから貸し出しがやられない、こういうことでございましょう。だから、この問題についてあなた方がよく検討されて、万一そういうようないまじたならば、それは、御指摘のようにはなはだいけないことだと恩恵を貸してくれというような貸付が方を考えて、適切な手を打つ、こういう決意があるかどうか、この点を伺つておきたい。

場合にも、そういうことは絶対にしない
いように適宜の措置をとる決意を持っ
ております。

ればならない環境であつたと、率直に私は申し上げたいのです。そういう環境でありましたから、ここに限りなき資金需要というものが当然予想されまして、これに対しましては、星野頭取から銀行のスタッフ並びに第一線の業務担当者が事務にふなれであつたからといふうな御説明もございましたが、私は、やはりこれは相当注意をしていただかないと、われわれが七億五千万円の政府出資をいたし、従つてまた今後資金運用部等の引き受けと、いうような形において所要の財政資金を放出するような場合におきましては、非常に注意をしなければならない問題を数々含んでおるよう存じております。つきましては、銀行局長は、これに対して適切な監督の立場において必要な措置を講ずるということをお述べになつたのでござりますが、私は、先ほど竹谷委員にお答えをいたしましたように、今後の経済、金融情勢の推移並びに日本不動産銀行がはんとうに所期の使命に徹するという態勢において、一般社会の認識がその実態を十分アブリシエートされまして、これは当然運用部において所要の財政資金をもつて、たとえば商工中金に準じたような扱いをするのが至当であるという判断が成り立つような事態になりますれば、これは先ほど竹谷委員にお答えいたしましたように、一般の金融債の引き受けは三十年の春からいたしておりませんが、商工債券は御案内のように引き受けておるわけであります。これは、商工債券の特殊性にかんがみて引き受けていることは御承知の通りでございますから、私は、願わくばそういうような方向に事態が進んでいく

ことを心から念願しておる次第であります。

○春日委員 私は、正示さんの御見解

は、本委員会が開かれる前までの御見解であるうとと思うのです。私たちは、

いいことはいい、悪いことは悪い、間違つたことは是正する、そういうこと

とで、一應生まれた子は育てるべきだ

と思う。私は生まれた子が横着だか

ら、こんなものは食事もあてがわな

い、ほうつておくということではないか

ねと思う。やはり親心を持ってこれを

育成するにあらざれば、あなたの方が

許可を与えたその責任、七億五千万円

の出資を行なつておることの保全と

いつていいか、いずれにしてもその株

主たるの責任、これもあるであらう。

何といったところで、今日この長期信

用銀行法に基いて許可されておる銀行

は、わざかに三行しかない。現実の問

題として特殊の中の特殊のケースであ

りますから、私はその後の運営の実態

があなたの方の期待されておるような形

は、わざかに三行しかない。現実の問題

ことなくして、一般金融債によつて不

特定多数のものを対象とする資金

御承知の通りこの銀行は、一般預金の

受け入れが制限されておるくらいで

いるから、そういうような金融債が消

滅をとらないということは、これはむ

ちやじゃありませんか。

それで、私はこの際申し述べたいの

だが、いろいろ諸般の事情があつて、

とにかくそういうような主たる重点を

それたような運営のあつたことは、こ

れは認めざるを得ない。しかし、これ

は大いに反省しようではないか、反省

して今後是正していく、そういうよ

う公的資金であつて、こういう自由の

当局との意思がここに合致するなら

ば、この際從来のいきさつを一切水に

流して資金を供給してやろう、こうい

う公的資金であつて、こういう自由の

惠まれた環境でございまして、当初の

事業もくろみと申しますか、収支もく

づいてない資金源というものが充足さ

れるということが、実際面において大

前提になるのではないかと私は思う。

これはまあ辟けて言うならば、耶とひ

にいたしましても、相当程度の対策と

打ち出されることは、これは

はつきりした事実であります。一方不

動産銀行といふものがここにございま

す。この銀行自身のおい立ちというふ

うなものを考えますと、先ほども申

し述べましたように、発足以來非常に

むしろ有利な経過をたどつておる、か

うなお話をございますが、この点は、

一般的情勢がさうなことでございまし

て、若干この事業が進み過ぎたような

点もあるうかと存じますので、それ

へこれを育成していく、こういう態度

こそ私は望ましいと思うが、これに対

する正示局長の御意見はいかがでござ

ります。ただ今日、私公正な立場におい

て問題をながめますと、二つの面

をお待ちいたしておるような次第でございます。

○春日委員 私は、正示さんがその最

高の責任者たる立場において述べられ

ておる意見はよくわかる。けれども、

これはまあ辟けて言うならば、耶とひ

にいたしましても、相当程度の業務

を遂行していかなければならぬ、從業

員もおる。けれども政府は、この券

券を引き受けてくれない。政府が引き受

けないから、市中銀行は現実に資金梗

塞の折柄だから、なおさら引き受けな

い。金がない、もっぱら預金を受け入

れることができない、従つて低利融資

に依存する。そういうことになれば、

結局この金融機関のだんなは市中銀行

といふ。金がない、もっぱら預金を受け入

れることになる。そうすると、その

政府が何らかの措置を講じないと、実

際問題として銀行は危ない。私は恐喝

をするわけではないけれども、これ

は、中小企業金融機関だという工合に

スターをしておるのだけれども、違

うのだ。現実に四十何億の貸し出しが

なければ、自分で産んでおいて産みつけなし

かであります。これが中小企業に対する

金融一般の問題である。これについて

は、政府及び国会におきまして、今日

一つの総合的な対策を打ち出しておる

対策に対する百点満点の答えとは申せない

であります。ただ今日、私公正な立場におい

て問題をながめますと、二つの面

をお待ちいたしておるような次第でござ

ります。

○正示政府委員 お答え申し上げます。

ただいま春日委員のわれべになりま

す。先ほどお述べになりましたよう

てやるという必要はあると思う。そういう意味で、あれとこれとは全然別個の取扱いをして、ここにこういうような中身が露呈された以上は、今後の銀行の信用のためにも、そうしてまた全国の中小企業者の期待に沿わしめるとのためにも、これは一つ特別の措置を緊急に講じていただきたいと思うのですが、ここでよろしいという御答弁を得ることは困難であろうと思思いますので、善処をお約束願えるかどうか。善処をお約束願えないならば、さらには質問を続けなければなりません。いかがでありますか。

きまして、今日政府は一部債券を引き受けておりますが、これは民間の引き受けが相当多いわけであります。民間の引き受けがありまして、これに対して政府も応分の引き受けをいたしておるような次第でございます。まだ率声を上げて間もない日本不動産銀行でござりますから、これに対しても特別の考え方をもつて処すべきであるといふ御意見も私はよくわかりますので、どうか一つ、ここはよく銀行局当局及ぼして、いわば善処していくように研究をいたしたい、かように考えます。

○春日委員 私は、本質的に、われわれの要望する点と職長の考えておるところとは異なるものとは考えません。ですが私は、むずかしいことを言わないで、言うならば、あなたは管財局長當時からこの法律と取り組んできたのだから、あなたこそはこの法律の真髄に対する最も大蔵省で理解の深い人物であると期待しておる。そういう意味で、私はおろば日がさでもちやくちやにこれだけかわいがれとは言わぬ。しかしミルクだけはやれというのです。そんな妙ちきりんにかわいがり過ぎる必要はないけれども、やっぱり生きていけるだけの供給だけは一つやってもらおう、こういうことなのです。それで商工組合中央金庫なるものが、特殊の法律によって制定された銀行であつて、そうして中小企業に当局も専念し得る態勢の金融機関だから、それところは若干違ひがなければならぬ。あるならば同一の金融機関を、商工中金に対するものを設立するということと

についても、これは意味のないところであるうと思うが、ただ長期信用銀行法に基いて特に二つあるのだから、う一つ作つてもよろしかろうというふうの御見解ではあるけれども、私も金融行政全般については、特にこの中小企業金融については若干の研究を持つております。そういう意味で、その点については、あなたの所見と若干の開きが、実際問題につきましてはある。そういう意味で、国の財政資金で金融銀行を引き受けけるという形において今まででは大企業にのみ片寄つておつたところの長信と興銀の仲間へこの不動産銀行を入れて、そうして将来大企業、大財閥と一般の中小企業との間に、國の財政投融资を通じての均衡性を持たせたいこうというところに、非常に合理性和妥当性があるということで、この銀行の機能が十二分に發揮されることを期待しておるのである。それは、商工中金のよくな形にしていけといふ指導的な御見解はわかる。けれども立法論として、やはりまた金融行政の全局的な立場としては、なほ御意見の中に述べたまつても、私が特に銀行当局にもお願ひをいたしいことは、とにかく設立の趣旨というものを逸脱すべきではないということ。それからもう一つは、当局に対しても、やれるようならぬとか言つて、横着なむすことをしかり飛ばすだけでは極道になつてしまふだけだ。だから横着なやつをやっぱりさういふだけだ。だから横着なやつをやっぱりさういふだけだ。だから横着なやつをやっぱりさういふだけだ。

で陳情を読んでみると、何か十一月一發券が予定されておるということとで、るが、今や十一月半ばだ。そういうう意味で、發券計画に交障を来たさぬよう、わけても十二月はまた年末な、で、政府においても中小企業のため特別の資金措置も講じられておるのだから、そういう意味で、一つ急速に国民党とも十分御検討いただいて、野党の意見のあるところをそんたくして、そして早期によき結論を得られたいと申します。しかし、この問題はただ観念論理に終つてはなりませんので、こちに對する当局並びに大蔵省、これの立場を明らかに表明されたい、それに對する御回答を願いたいと思ひますが、それは可能ありますか、いかがでありますか。

して、あらためまして当委員会に御
申し上げたいと思います。こうい
ことに御了解願いたいと思います。
○山本委員長 石村君。
○石村委員 もう時間がありません
ら、ごく簡単に伺いたします。
示さんただいまの御回答ですが、
不動産銀行をほんとうに中小企業
の不動産銀行としてやらせる気なら、
日君の言うような方法をとらざるを
ねと思っておる。従つてこれを春日市
の言うようにするとすれば、資金運
法ですか、あの法律の三項だつたか
だつたかと思いますが、これを改正
なればとても手は打てないとと思う。
あれには例の五割とか六割とかいう制
限があるので、資金運用部が引
受けることのできる金融債というのも
は。これを変えて中小企業専門の不動
産銀行という表現をするかどうかは問
題として、そういうものに対しても、き
質的には、中小企業を専門とする不動
産銀行の出す金融債、こういうものの
五割、六割という比率を、八割、九割
場合によつては全額でも資金運用部で
引き受けられるよう法律を改正しな
い以上は、私は不可能ではないかと思
う。従つて正示さんの検討される内容
の中に、そのことが入るか入らないか
わからぬが、これをきめずに検討する
たら意味をなさないと思う。この問
題はどうお考えですか。

○正示政府委員 お答え申し上げま
す。ただいま御指摘の点は、資金運
用部で債券を引き受けます場合、債券
の市中消化と財政資金の消化につ
いてございますが、私は、石村委員
のおっしゃるように早急にそし
ました。

支那の古道と車馬交渉の正義と馬鹿の正義

いと日本不動産銀行が設立の所期の使命を達成することができないというふうには必ずしも感じております。と申しますのは、先ほど来当委員会でいろいろ御議論があつたように、中小企業金融というものは、政府関係機関の銀行、あるいは政府の出資、財政資金による部分も重要な一部ではござりますが、実はきわめて膨大なもののがいわゆる市中金融機関において行われておることは、石村委員御承知の通りであります。そこでわれわれといだしましては、いはゆる不動産担保金融機関という特殊使命を持つた日本不動産銀行に若干の市中資金が回つて参りまして、そしてそれがいわゆる不動産担保の形において中小企業に流されるということは非常にいいことであるという判断のもとに、こういう銀行が作られたものと心得ておる次第でございます。

に、市中消化と財政資金による消化との両方の道が開かれておるのでござりますが、これについても、むろん議論はござりますけれども、そういう方法によっても私は使命を達することがであります。

○石村委員 時間がないから、正示さんとあまり議論しようとは思いませんが、これは、平常な場合ならそういうことが言えると思うのです。今の市中銀行から不動産銀行の方の金融債をどの程度応募してくれるか、これはわからぬと思いますが、ほとんど応募しないでしよう。それは、一般的の投資家の応募というものが全然ないとも言えないと思いますが、大きい金額はやはり銀行にまたなければならぬ。その銀行が今不動産銀行の金融債を引き受けているかというと、おそらくこれはやつてみなければわかりませんが、消極的に判断せざるを得ないと思うのです。そうすると、やはり五割とか六割という制限があれば、必ず不動産銀行の金融債の発行限度というものは抑えられてくるわけです。これは、元の勧銀の歴史を見てもそうだと思います。やはり勧銀も、何とかかんとか言つておつたが、実際には大企業とかいう大きなところしか大部分の金は出ていない。小さなところにはあまり出ていないかったわけです。今日の金融制度のもとで、正示さんの言われることは非常にけつこうなことだが、実態に合わない御返事だと思うのです。だから、私は、必ずいつも金融債を資金運用部が全部引き受けろ、八割引き受けろといふわけではありません。事情によつて

は現在の限度よりももっと高く限度を上げることによって、引き受けられるような方法を講じなければならぬではないか、こういうことを言ってるわけなんです。

これでやめますが、もう一つ正示さんのさつきの御説明の中、大蔵大臣の御答弁と違つてある点があるから申上げておきます。正示さんはさつき、現在の金融の引き締めは、重要産業においてさえこれを引き締めておるのだ、まして中小企業においておやぢうようなお言葉に聞いたわけなんですが、大蔵大臣の説明は、決してそういうんじゃない。中小企業の金融を引き締めようなんて全然考えていない。今度の金融引き締めは大企業の引き締めだ、こう言つていらっしゃるわけです。この問題については、私適当な機会に大蔵大臣にも質問しようかと思っておるのですが、そういう意図で出した今度の金融引き締めが、なぜ中小企業にしわ寄せだというような言葉を使っていらっしゃるのか、実に疑問だと思う。ねらいは大企業だけだ。だからこそ十一月十日の大蔵委員会で、今度の臨時国会でぜひとも中小企業に対する金融対策を出させようとわれわれは非常に努力した。ところが大蔵大臣はなかなかやろうと言わない、また大蔵当局の方も、年末の通常国会でも間に合うというように、非常に消極的な返事だつたのですが、それを何とかんとかわわれわれは申しまして、今度の臨時国会にやらせようとしたわけです。それが成功を奏して、わずか百七十億円であります、やられることになった。つまり大蔵省の中小企業に対する考え方方は、われわれとは全く違つておるわけ

聞かしたいのですが、時間があります。
○正示政府委員 ただいま石村委員から、
私の先ほどからの言葉の中に、重
要産業について金融引き締めをやつてお
る、いわんや中小企業においておら
と言つたということあります。(「
石村委員「いわんや」というのは反面解説は
です。」と呼ぶ)その反面の御解説は
私の気持と非常に違つておりますな
ら、一応御説明させていただきたいと
思います。私が申し上げたのは、私の
方の資金運用部で、御承知のように財
政投融資計画といふものを組み立てて
国会でも御説明申し上げております
が、この財政投融資計画に載つた重
要産業ですらも繰り延べをいたしてお
る。(石村委員「だから、中小企業も繰
り延べさせる……」と呼ぶ)かかるに
日本不動産銀行を初めといたしま
す。あるいは長期信用銀行、興業銀
行の金融債を引き受けていることは、
財政投融資計画にも載つておりません
ということを申し上げたのであります
。当初の計画について載つておつた
重要産業向けの投融資計画も引き締め
られておるような事態である、こうい
うことをまず申し上げたわけでありま
す。そこで、今度はこの財政投融資計
画において、日本不動産銀行の債券引
き受けを認めるかどうかということに
ついては、不動産銀行は中小企業金融
として徹しておるかどうかということ
について、社会一般の認識は、まだど
こまでいつていないのではないかとい
う点について、先ほど来る御議論が
かわされたのであります。この点につ
いて、いきなり反面解説をされまし

○石村委員 では私も説明しておきますが、そういうようにおっしゃるら、こういうようにおっしゃっていただきたい。重要産業については引き締めるが、中小企業については引き締るというようなことは全然考えていいのだ、こう積極的におっしゃれば私もあんなことは言わなかつたのです。また大蔵大臣に対する質問も同様に出てきますが、そういうふうに説いていただきたいと思います。これで終ります。

○山本委員長 午前中はこの程度にどめたいと思います。参考人の方は、大へん御苦労さんでした。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

○山本委員長 午後二時四十九分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会を開きます。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案の両案を議題として質疑を続けます。井上良二君。

○井上委員 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、この案は関連して一、二質問をいたします。去年の下期からことしの春にかけまして、非常に輸入が激増をしてきました。その結果、国際収支に大きな赤字ができた。最近のいろいろな方面的の規定によりますと、大体七億ドルの外債が失われておる、こういうことがわかつておられます。そうしますと、その

が、大蔵大臣の説明によると、主としてこれは生産財、設備、こういうものの輸入であつて、決して心配する必要はない、かような説明をされております。かような膨大な外貨を失う輸入を為替局は認めたのに対し、大蔵大臣が説明をされております通り重要な生産財の原料、あるいは設備等である、こういうのであります。その内容は、具体的にどういうものが入っておりますか、それを説明願いたい。

○石田(正)政府委員 先ほどお話をございました、国際收支が悪くなつて七億ドル余の外貨が減つて、その品物についてどういうふうなものが減つたのか、このことにつきましては、なかなか基準といいたしまして、各品目についてどのくらいが正常であつて、どのくらいが減つて、原因がどうかということを数字の上ではつきり申し上げることは困難でありますけれども、しかしながら、大勢といいたしまして、たとえば鋼材それ自身を日本が輸入する、こういうふうなことは、今回が相当多く行われた異例のものであるということは、間違いないだらうと思うのであります。この数字をとつて見ますと、二億数千万ドルのものがそういう関係であるということが言えるだらうと思ひます。それからまた機械の輸入、これが四億九千万ドル、五億ドル近いといふようなこと、これも大体二億やそこらはふだんより多いのじゃないかということが言えると思います。従いまして、この二つの品目だけをとりましても、これは相当設備関係が多かつたのである、そういうことが言えると思ひます。そのほかあらゆる品物につい

では、これはいろいろ問題がある占で、どのくらいが、在庫増であるかと、いうことについては、非常に議論があることは御承知だと思いますけれども、そのほかいろいろな物資、それは綿花にいたしましても、羊毛にいたしましても、あらゆる物資について、本体消化よりも多いところの輸入が行われただらうことは間違いない、こういうふうに申し上げられると思います。

○井上委員 今お話しになりました鋼材は問題はないといったとしても、設備のうちで、特に機械類はおもにどういう機械を入れておりますか、どういう機械を入れるのに為替の許可をいただいたのですか、具体的に説明を願いたいと思います。

○石田(正)政府委員 これは通産省の所管でございまして、どういう品物をどうだということを私から申し上げることは、どうかと思うのでござりますけれども、しかしながら、大勢から申しまして、日本で絶対にできないもの、技術的にも不可能であるというものを、従来輸入しておったにもかかわらず、今回ののような事態が起りますと、とくに日本でできぬことはないけれども、やはりその納期の関係が間に合わないとか、非常に先になるとかいうふうなことで、いろいろな品目につきまして、部品その他におきまして輸入人がよけい行われた、こういうことだらうと思います。この品物のために特に多くわたって行われたということが現実承知の通りに、設備投資なり、あるいは合理化とかいうものが鉄鋼とか電力、あるいは合成繊維、あらゆる部門にわかつて行われたということはなくて、御承認の通りに、設備投資なり、あるいはございますから、それぞのものに

○井上委員 今お話しの約七億ドルに達する膨大な輸入物資、輸入設備など、うものが、早く生産の現実な舞台に立場いたしまして、これが再び海外輸出に向けられるということが全体的に必要であろうと考えますが、問題は、どうな多額の膨大な物資が輸入され、それで輸出を増大をする、全体の経済規模の拡大へ持つていこうかということです。発をしたのにかかわらず、それが輸入したまま、あるいは原材料のまま、それに続くいわゆる金融引き締め、あるいは投融資の繰り延べ、そういうことによって、これが完全に活用されずに冬眠されておるという事態を何と一矢、政府は見ますか。それは、さらに生産力を拡大して、わが国の経済規模を進め、輸出を飛躍的に高めて、国自立の態勢を確立しようというところに由来をしたのである。ところが今お話しの競争というようなことから、その行き過ぎは、輸入した物を十分活用する段階に至らぬ先に、金融の引き締めによつて現実の事態はどうにも動かないことになつてしまつた、これは一体どうするつもりですか。このまま当分ばかりしておくつもりですか。これはどうかということになるのですか。

それが寝たつぱなしでおるかという問題。この点は、私は寝たつぱなしじゃなくて、生産に回つておると思ひます。問題は、生産が国内消費に向ふか、あるいは輸出その他になるかとうところに問題があるんだろうと思ひます。従いまして、去年の冬以来は、輸入したものは、生産が國內の景気がよくなり過ぎて、どこか、すぐそれが輸出に回るであろうから、こういうふうな期待を持つておつたが、國內の消費になつてしまつて輸出の方に回らぬではないか、そこにやはり緊急施策がとられまして、内需を押さえ、同じ製作された物でも輸出の方に向くような基盤を作ろう、こういうふうに政府の現在の施策があるんだと思うというふうに私は解釈しております。

基まして契約しました通貨は、ボンドでございます。ドルはもちろん、御承知の通りそういう問題はございません。それからマルクとかフランとかいうものにつきましては、われわれはいかぬというわけじゃございませんけれども、やはり自然に、そういう通貨によるところの長い取引はないのでございます。従つてボンドだけというふうに考えていいと思います。

それから第二の問題としまして、ソンドであるからイギリスだけかといふこと、そうではございませんので、こちらもお手元に差し上げましたような資料で、ペキスタンとか、タイとか、アゼンチンという工合の方々の国に近づいているわけであります。そこで最近では百三十億ばかりのものがあるわけでございますが、それまでの経過におきまして、これは大体ボンドとお見えになつていわゆるですが、兩するにこの法律が施行されて以来、ソンドの切り下げというものもないわけでございます。従いまして大きな額の損失が起り、それを政府が補償したこという事例はまだ一ぺんもございませんが、ただ御承知の通りに、ボンドといふものが、初めはドルに対して二ドル八十セント一本であつて動かさないといふものを、四分の三の範囲内において動かすということを途中から始めましたときからお金を受け取ると同時にボンドの値打ちが上つて、政府に金を納めなければならぬ場合も起ります。それからまたボンドの相場が下りましまから、従つて政府が補償しなければ

ならぬという場合もある。これはどこの国とか、どの品物とか、なかなかきめがたい問題であります。ただ結論的に申しますと、補償金としましてこの九月末日までに政府が払いましたものは、全体としまして千二百八十万円でござります。従いまして、二百億という中でもって百三十億の契約を現実に結んでいる点から申しますならば、損失は今までのところ軽微のものである、かように言うことができるだらうと思ひます。

なお逆に納付金の方はどうなつておるかということになりますと、これは百九十八万九千円、約二百万円くらい、かような数字になつております。従いまして、納付金と補償金の関係に立づわけであります、別途保証料をとつておりますので、保証料の範囲においてまかなつておりますと、いまだ政府がこの関係でトータルとして損をしたということはございません。

○井上委員 大体来年度の輸出の推定は、三十一億ドルを推定しているということで、本年度の輸出の最終見込み二十八億二千万ドルというのに比べますと、さつと四億ドルほど来年は多く見積つておる。その通り行くためには非常な努力を必要とすることは、政府も国民も考へなければなりませんが、本年に比べて来年はその上昇する幅はわずかに四億ドルというような実情にありますのに、また現実に契約いたしましたものは百三十億ということが言わわれておる。そうなりますと、現在の限度額二百億をことさらに四百五十億に引き上げる根拠というものがなほまざたの本年よりもわれわれ納得いきませんが、

プラント輸出が大幅に伸びて、そういうことなら、われわれも納得いたしまして今お話しのようボンド為替が市場として非常に不安定である、だからこそこの限度額も引き上げる必要があるといふけれども、設備投資がそう大幅にボンド地域にどんどん出ていくというう通しもありませんし、そうしてまた現実に貿易全体の輸出推定を考えましても、本年度から比べれば四億ドルしか上昇を見込んでいないということ、それからまたボンドの為替相場というのが、英國のいろいろな具体的な信用の関係から、そんなに大きな不安が起こるということは想定できない。さような情勢から考えますならば、この二百億を無理に四百五十億にとさららに引き上げる国際的な、あるいは国内的な根拠があるか、これを明らかにしてもらいたい。

というのだが、こういう制度があるから、すぐそれを引き受けるということはよほど考えなければいけない、やはり相手方とよく話をして、為替のリスクといふものはできるだけ買う方に負担してもらわなければならぬ、あるいは為替のリスクのないドル建で行う場合に限って政府が引き受けるのが当然ではないか、こういうふうなことを話して、そうしていろいろ話をした結果、リスクがどうしても生ずるという場合に限って政府が引き受けるのが当然ではないか、こういうふうなことを話し合ったしまして、いろいろ個別的に指導いたしました結果、今申し上げたような数字で納まつておるわけあります。従いまして、これを野放しに政府が引き受けたらどのくらいになりますかわからぬものだと思うのでござります。で、われわれは今申し上げましたような指導方針というものを、これは始終続けなければいけないし、ますます厳格に運用すべきものだと思つております。しかしながら、この輸出の引き合いをする立場の者から申しますと、もうあの制度によっては引き受けたまらないのだ、こういうことがあります。しかしながら、この制度が商売ができる、こういう問題があるわけであります。われわれがこの制度に乗つけて補償契約をする、しないといふ問題と、それからこういう制度があつてこのくらい受け入れられるのだとうその金額にゆとりがあるのだと思いますが、願わなければならぬと思つておますが、これについては、今残つた問題があるわけであります。従いまして、われわれはこの際どうしても引き上げを願わなければならぬと思っておりますが、これについては、今残つた

ておる大体五十億のものに対し一五〇億くらい上げて、三百億くらいの形で行きますならば、これは、政府その他におきましても設備輸出の奨励をしておる今、輸出を伸ばすのに手がかりではないか。早い話が百億ならどうだ、百五十億ならどうだ、これは実際の指導面においてはあると思います。しかし、やはり同じ改正をしていたゞきますものなら、もう金がないからできない、設備輸出は危なくていけないという考え方を一般に持たせるよりも、やはりそこはゆとりを持つてやった方がいいのじやないか、かような考え方で実はお願ひいたしておるわけでござります。

る。たとえばインドネシアの問題をぞえてみましても、あるいは朝鮮との二角貿易を考えてみても、あるいはモーリタニアの問題もございまして、いろいろな問題がござります。こういうような国々との賠償問題も解消していない、国交も十分に回復して、どうかと思いますが、そういう点につきましては、どういうようにお考えになつておりますか。

○石田(正)政府委員　お話しの御懸念の点は、そういう設備輸出が、ことにこういう長いものをやつておつて、外交関係が危ないところに出して心配がないのか、こういうお話かと思つります。この点につきましては、実は御説明の通り、輸出をそういう工合にしてしまったときに、輸出保険といふものではないのかんとかいう場合につきましては、輸出保険の制度があるわけですね。ただ輸出保険の制度といつものは、為替相場の変動というものについては、輸出保険の制度といつものには無関心であります。この制度といつものは、為替相場の変動の点だけ見よう、こういうことでございまして、その際いろいろ危ない場合に、輸出保険をとめたり何かする場合がありますことは御承知の通りでございまして、それと相伴つてこれを運用するとして、いうように御了承願いたいと思います。

○山本委員長　それでは続いて横嶋君をしておきますが、今度の法案によつて、税金を軽減することによって輸出の振興をはからう、その精神はきわめて適切なものであつて、これはしかるべき

べきものだ、こういうふうに思うのですが、しかし輸出の振興に対しても、たゞ單に税金を貰けるということだけがその方策であるまい。従つて、他にこれと対応して輸出振興方策を進めなければならぬ、こういうようにも思つたが、これと並行して進めておるものは「一休どういうものをやっておるか、この点を一つお聞きしておきたい。

○ 村政府委員 ただいまお話をありましたように、輸出振興のために、單に税制上の優遇措置だけでは足りないことは申すまでもございません。そこで、ただいま輸出振興のためにそのほかいろいろな施策をとり、またさらにつきそれをそれぞれ拡充したいと考えております。

輸出を伸張するために、どういう方面に、どういう品物を、どんなふうに出したらよいかということを調べて上手な輸出をしなければなりませんし、そういう意味で、海外の市場調査、それから日本の商品の宣伝もしなければなりませんので、そういう日本商品の普及宣伝、そういったような仕事を海外貿易振興会に補助金を交付してやっております。そのほか海外に対しましては、見本市とか、あるいは貿易あつせん所というような施設もやって、海外に対する日本商品の市場の開拓、確保をはかつておる次第でございます。

それから国内におきましては、日本の輸出品のメーカー、あるいは輸出商社が過当競争をいたしまして、値段に非常にブラックマニエーションが多いと、いうようなことになりますと、それが海外に響いて、日本からの輸出に反対

運動が起つたり、また相手方の業社が安心して日本の商品を取引することができる。そこでそういうことがない。いよいよ輸出入取引法とか、あるいは貿易管理制度の制度を活用いたしまして、日本の業者が行き過ぎた値下げ競争とか、あるいは無茶な輸出をしないようなるべく、安定した輸出ができる。このような措置も講じておる次第でござります。そのほか、輸出が不利でないようという意味で、輸出金融の面、あるいは生産設備その他の中小業者に対する助成であるとかいうことなどで、万事輸出に従事している者を優遇する措置を講じておるわけござります。

ういうことを政府だけでやつても力が及ばないので、民間の生産業界、あるいは商社やその他産業界と政府が一体となって輸出振興の態勢を確立したいと考えまして、輸出会議というようなものを設けまして、輸出振興に官民一体で当たりたいと考えている次第でござります。さきほどの横戦委員の意見を参考に、一応考え方を述べさせていただきます。

りましてそういう協定がうまく実行されない場合には、アウトサイダーに対してもその協定に従うよう命令がかかる建前になつております。こういうような制度がございまして、編織物とか、あるいは合板とか、ほかの雑貨類、たくさんの品物がすでにこういう形で数量なり価格なりの統制をとりつつあるという形がとられております。

○横錢委員 今の話を聞けば、適当に指導が行われておるというように印象を受けるのですが、にもかかわらず、実際の海外においてはそうなつていなかい。各社同士がやたらに競争をして、日本商品をやたらに値段を下げさせておる、そういうような点とか、あるいはまた先般藤山外相がイギリスに行つたときに、国の正式な招待で行つたにてもかかわらず、テレビの訪問では非常的な恥をかかされた。日本商品のデザイン盗用というふうな問題をめぐつて不評判を受けたことが新聞等に報じられておる。これは単に偶発的に起つたのではなくしに、前から日本の輸出の対策、海外市場における競争、そういうものにあるところの固有の欠陥です、どうしても日本の商品につきまといがちな欠陥というのが、たまたまあすこに出てきて指摘を受けたというような印象をわれわれしろうとは受け取るわけです。この間の事情について、は、あの報じられた問題の後どういうふうに考え、あるいはまた対処せられたか。

部の商品について協調的な形で輸出を
するというふうなことはむずかしいわけ
でございます。これにつきましては、常に業界に対しても、無理な形での競争をしないようにということを指導して参つておるわけでござります
が、まだ完全でないのは非常に残念でございまして、なお今後も努力いたし
たいと思っております。

なお意匠につきましては、繊維、雑
貨、あるいは陶磁器につきまして、意匠
セントーというふうなものを業界で作
りまして、外国の意匠の盗用であると
か、あるいは日本人相互間での意匠の
盗用であるとかいうことが、問題が起
らないように、そこで調べた上で輸出
をするという施設もできまして、意匠
についての問題がなるべく少くなるよ
うに努力しておる次第でござります。

○横籠委員 これは、通産省だけの指
導ではあるいはなかなかうまくいかな
い問題なのかもしれないのです。しか
しあそこに現われた問題は、単に日本
とイギリスとの問題ということでなし
に、日本の商業道徳、日本の今後の経
済発展という問題に連なるところの大
きなものがひそんでいるわけです。
従つてあの問題が起つたので、單にこ
うやくを張つてうみをとめればいいと
いうだけのことでは将来の基礎ができ
ない。またこういうふうな輸出奨励の
減税政策というふうなものを出して輸
出をしてみても、その輸出があだとな
なつて、また日本の商業道徳に泥を塗
るようなことになるわけです。従つ
て、これに対しては相当しっかりとし
た対策を立てなければならぬはずだと
思つのです。ましてや各方面において
減税の声が非常に大きいにもかかわら

す、減税政策にはほとんど報いるところがなくて、来年度は何の税金も下げる、この税金も下げる、国会が始まる前から税金を下げるなどをあちらに宣伝をして予防線を張つておる、そういう中において、ただ一つ輸出に関するものだけが輸出振興といふ名のもとに国会を通ろうとしておる。それだけまた重要な政策でなくてはならない。これだけの犠牲を払うからには、同時にまた海外における経済の拡張と信用の確保という問題は大きな点があると思う。今の御答弁ではどうもやや形式的な感を免れないと思うのですが、今後の善処を一つお願ひいたしたいと思います。

防止するためには、先ほども申しましたように、業者が過当競争の結果安売りするケースが多いわけでございますから、そうならないようにお互いに協定をして、適正な価格で輸出するということが必要なわけでございます。このために、先ほど御説明しましたように、輸出に関する価格の協定とか、あるいは輸出組合での価格の協定といふような形を通じまして、適正な価格で輸出するようになります。今後いろいろな商品を通じまして、約五十ほどの協定あるいは組合の取りきめができるおるわけでございます。今後もできるだけ安売り競争をしないよう、業者間で協調態勢がとられるよう努力を続けないと著えております。なお、今回の税制の改正がきまりました瞬に、減税になる分をすぐに安売りの方へ向けて、せっかくの趣旨が死ぬことになりますので、私どもいたしましては、これで浮いた金はできるだけ社内に保留して、そうして自己資金の充実、あるいは設備の改善などに向けるようにならうよな指導を強力にいたすつもりでございます。

当局はどういうふうに聞いておるか知らないが、われわれはそういうふうに聞いておるので、この点についてはあなたの方どう考えておるのか。従つてこの問題がそうであるとするならば、この改善政策というものは、単に社内問題でもってこれを済ませるのではなくして、人件費を向上させるといふこと、あるいはまた設備の改善をさせることなど、そういうような点で解決をつけていかなければ、外国の指導している問題点は解決がつかないと思ふ。この点どうです。

先般中國に池田正之輔氏を團長として、貿易協定のために出向いておる、これがたまたま不調になつてお帰りになつたようである。その原因として、外国人登録法におけるところの指紋問題が一つの重要な点になつて、これから代表を許す許さない、五人とか六人とかいう問題で話し合いがつかないで、この貿易協定が結ばれなかつたというふうに聞いておるわけです。國の方としては、税金を負けてまで輸出を振興させよう、そういうふうに考えておるのに、片方においては、わざかなく指紋をとるかとらないかというようないくだけ貿易が結ばれない、こういうふうなばかなことはおかしいと思ふ。こういうふうな片方に振興をし、片方に野放しのままの障害があるということに対しても、通産省はどういうふうに対策を立てておるか、改善策を考えておるか。

香港に現われた。そこで、一体これはどういうふうな形態から香港にこれほどまで早く渡ったかということが問題になってきた。そこで今日の日本の金情が香港に現われたというような実情、そういうような点についてどの程度把握されておるか、御意見を一つ承りたい。

○石田(正)政府委員 これは、實は私の所管以外にわたることもござりますが、私の知つてゐる範囲のところでも申上げたいと思ひます。十月一日に五千円札が発行されまして、そうしてその日のうちに香港の市場に現われた、こういうニュースが日本に入つてきました。これはいろいろ調べました結果、そうではない、やはりそのあとで、当日に行っておるわけではないが、やはり御承知の通りに千円札などを香港に行つておりますあれと同じようない経路で香港に行つた、こういうふうにわれわれは考えておるわけでございます。

それから大体の事情を申し上げますと、それに伴いまして、どれだけの金が向うで流通しておるかという問題でござりますが、これは率直に申しまして、的確にわかりません。まあ数億のものがあるのではないかというふうにいわれております。

それから相場の問題でありますと、相場の問題につきましては、大体一円につきまして、十月の初めくらいでは香港ドルが百五十ドル台だと思ひます。それが十日ごろになりまして、百四十ドル台になりまして、百四十三

ドルになつております。十七日には回復いたしまして百四十四ドル、少し十日よりは多くなつておるということになつております。今後どういうふうに動きますか、これはちょっと想像がつきませんが、大体そういうふうになっております。

なお千円札と五千円札につきましては、千円札につきましては、太体十四ドルくらいでございます。それから五千円札の方は七十二ドルでございまして、千円に換算いたしまして十四ドル四十ということになります。大体大額券の方方が香港ドルに対して強い。これは香港におきますところの——香港は御承知の通りな市場でありますから、日本円ばかりでなく、あらゆる国の通貨がありますが、大体大額券の方が値が高くて、小額券の方が値が低い。これは主として密輸出の問題でございまから、そななるのは当りませんと思ひます。

○山本委員長 石村英雄君。
○石村委員 こういう重大な法律を審議する大蔵委員会は、大蔵大臣はもとよりのこと、外務大臣、通産大臣の御出席を求めていろいろ検討しなければならないと思うのですが、外務大臣は御病気だし、また会期が短かい臨時国会のこととありますから、私はただ二点だけ簡単に尋ねたいと思います。御答弁もごく簡単にお願いしたいと思うのです。

まず原主税局長にお尋ねいたしますが、こういう租税特別措置法で輸出免税を特別によいとするということは、租税公平の原則といふものを著しく逸

脱することになつたのではないか。従来たゞでも租税公平の原則から見ればあります。われわれはそれを廢止しませんが、だから租税特別措置法だ、こううことになると思うのです。

ただ急のために申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからという点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ

とに今度の改正の結果なるのではなくかといふ点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからという点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ

とに今度の改正の結果なるのではなくかといふ点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからといふ点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ

とに今度の改正の結果なるのではなくかといふ点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからといふ点についての御答弁を求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ

とに今度の改正の結果なるのではなくかといふ点についての御答弁求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからといふ点についての御答弁求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ

とに今度の改正の結果なるのではなくかといふ点についての御答弁求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それはそうだが、実は輸出があるからといふ点についての御答弁求めます。ただ急のため申し上げておきますが、それがさらに著しく逸脱するこ